

## 新規就農者経営確立支援事業実施要領

### (通 則)

第1 新規就農者経営確立支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）及び喜多方市農業振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (目 的)

第2 本市の農業従事者は、60歳以上が大半を占め、高齢化が著しく進行しており、将来に向けて世代間のバランスのとれた農業就業構造を実現するためには、青年層の新規就農者を増加させ、農地等の資産や技術を次世代へ継承していくことが課題となっている。

このような状況を踏まえ、新たに農業経営に意欲をもって取り組もうとする者に対する支援を通じて、青年層の新規就農と就農後の定着を図ることを目的とする。

### (事業の内容)

第3 本事業は、新たに農業経営に意欲をもって取り組もうとする者に対し、就農準備及び経営開始初期段階に要する経費等を支援することにより、青年層の新規就農と就農後の定着を図るものとして、次に掲げる事業類型により構成するものとする。

#### 1 農地賃借料支援事業

##### (1) 事業内容

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けることが確実な者（以下「認定新規就農候補生」という。）又は基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）の就農準備並びに経営開始初期段階の農地賃借料に要する経費を支援する。

##### (2) 補助対象となる事業者及び経費

###### ① 補助対象事業者

就農した時点の年齢が50歳未満の認定新規就農者とする。ただし、親元就農（親族が経営する農業経営体に就農すること。以下同じ。）者を除く。

###### ② 補助対象経費

農地の賃借に要する経費とする。ただし、次に該当する経費は補助の対象とならないものとする。

ア 親族から借り受けた農地の賃借に要する経費。ただし、親族の農業経営とは別に農業経営に取り組む者にあつてはこの限りではない。

イ 農地中間管理機構との貸借契約に係る手数料。

ウ 物納によるもの。

##### (3) 補助期間

補助期間は最長3年間とする。

なお、この期間において補助対象事業者の年齢が50歳に達しても、規定の期間は補助できるものとする。

## 2 住宅賃借料支援事業

### (1) 事業内容

認定新規就農候補生又は認定新規就農者の研修期間並びに経営開始初期段階の住宅賃借料に要する経費を支援する。

### (2) 補助対象となる事業者及び経費

#### ① 補助対象事業者

就農した時点の年齢が 50 才未満で市外から新規参入した認定新規就農候補生又は認定新規就農者とする。

#### ② 補助対象経費

住宅の賃借に要する経費とする。ただし、直系親族が所有権を有する住居（実家等）の賃借に要する経費を除く。

### (3) 補助期間

補助期間は最長 3 年間とする。

なお、この期間において補助対象事業者の年齢が 50 歳に達しても、規定の期間は補助できるものとする。

## 3 経営継承支援事業

### (1) 事業内容

国の新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の対象とならない 50 歳未満（就農した時点の年齢）の認定新規就農者（農家後継者等）が親元に就農した場合、その経営を継承して自ら経営を開始するまでの収入の不安定な期間を支援する。

### (2) 補助対象となる事業者及び経費

#### ① 補助対象事業者

国の新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の対象とならない 50 歳未満（就農した時点の年齢）の認定新規就農者であり、親元に就農し、後に経営を継承することとしている者とする。

支援する期間は、親元に就農してから経営を継承するまでの期間とし、最長 3 年とする。

#### ② 補助対象経費

補助対象となる事業内容は、親元に就農した初期段階から経営を継承するまでの間の収入の不安定な次に掲げる期間に対して支援する。

なお、この期間において補助対象事業者の年齢が 50 歳に達しても、規定の期間は補助できるものとする。

ア 親元就農 1 年目においては、月額 5 万円とし 10 月を上限とする。

イ 親元就農 2 年目においては、月額 4 万円とし 10 月を上限とする。

ウ 親元就農 3 年目においては、月額 3 万円とし 10 月を上限とする。

（事業の実施）

## 第 4 事業実施の手続きは、次のとおりとする。

### 1 補助金の交付申請

事業を実施しようとする者は、要綱で定める農業振興事業補助金等交付申請書に新

規就農者経営確立支援事業実施計画書（様式第1号）を添えて、別に定める日まで市長に提出するものとする。

## 2 実績報告

補助事業者は、事業が完了したときは、要綱で定める農業振興事業実績報告書に新規就農者経営確立支援事業実績報告書（様式第2号）を添えて、市長に提出するものとする。

（補助金の交付停止）

第5 市長は、補助事業者が次に掲げる事項に該当する場合、補助金の交付を停止することができる。

- 1 適切な研修又は就農を行っていないと市長が判断した場合。
- 2 その他、市長が補助金の交付停止することが適当と認めた場合。

（補助金の返還）

第6 市長は、補助事業者が次に掲げる事項に該当する場合、補助金を返還させることができる。

- 1 虚偽又は不正な申請により、補助金の交付を受けた場合。
- 2 農業経営を中止した場合。
- 3 第3に定める要件を満たすことができなくなった場合。
- 4 その他、市長が補助金を返還させることが適当と認めた場合。

（補助金返還の免除）

第7 市長は、補助事業者が次に掲げる事項に該当する場合、補助金の返還を免除することができる。

- 1 災害その他、補助事業者の責に帰することができない事由により、就農を中止した場合。
- 2 その他、市長が特に必要と認めた場合。

（変更の届出）

第8 補助事業者は、事業の内容等に変更があった場合は、変更届（様式第3号）を作成し、速やかに市長に届け出るものとする。

（事業の休止）

第9 補助事業者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は、休止届（様式4号）を作成し、速やかに市長に届け出るものとする。

（委 任）

第10 この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、喜多方市新規就農者経営確立支援事業補助金等交付要綱の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この要領の相当規定によりされたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、喜多方市新規就農者経営確立支援事業補助金等交付要綱の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この要領の相当規定によりされたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前に第 3 の 4 の事業の補助対象事業者となり、引き続き同事業の補助対象事業者となる者に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年度以前に第 3 の 2 の事業の補助対象事業者となった者に対する補助期間の適用については、なお従前の例によるものとする。

年度新規就農者経営確立支援事業実施計画書

1 事業者

- (1) 氏 名
- (2) 住 所
- (3) 経営開始（予定）日
- (4) 経営類型
- (5) 事業者要件
  - 認定新規就農者  
新規就農者育成総合対策の活用の有無（活用有の場合チェック）
    - 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
  - 認定新規就農候補生
- (6) そ の 他
  - 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付を受けていない。

2 事業の内容

(1) 農地賃借料支援事業計画

① 農地の所在、地目及び面積

所在地	地目	面積（m <sup>2</sup> ）
合 計		

※ 行が不足する場合は別紙とすること。

② 農地賃貸期間

年 月 日 ～ 年 月 日（ 年）

③ 農地年間賃借料及び補助金額

金 円（補助金額： 円×1/2＝ 円）

④ 添付書類

土地賃貸借契約書及び農地法第 3 条許可書、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の農用地利用集積計画公告の写し等賃借契約の内容、金額、期限等の分かる資料を添付すること。

(2) 住宅賃借料支援事業計画

① 住宅の所在

所在地	行政区

② 住宅年間賃借料及び補助金額

金 円 (補助金額: 円×1/2× 月= 円)

③ 添付書類

賃貸借契約書の写しを添付すること。

(3) 経営継承支援事業計画

① 本年度計画

ア 経営規模

作物名	経営面積 (a)	生産月
		～
		～
		～
		～

※ 経営面積には、施設の場合にあつては棟数 (例: 6.3m×50m×4棟) も併せて記載すること。

イ 家族労働力

氏名	年齢・続柄	農業従事日数

※ 労働力には本人を含み、雇用労働は含まない。

ウ 雇用労働力

パート・アルバイト \_\_\_\_\_人 のべ\_\_\_\_\_人日

※ 実際に雇用している人数を記載するとともに、延べ雇用日数を記載すること。

エ 農業収入

作物名	項目	計画 (年目)
	経営規模	
	生産量	
	売上高	
	経営規模	
	生産量	
	売上高	

オ 所得目標

\_\_\_\_\_円

※ 就農状況について、就農状況報告書（別紙1）により、就農状況を翌月10日までに毎月市長に提出すること。

② 計画達成に向けた具体的な取組内容

③ 相談体制（参考）

次の項目における現在のあなたの相談体制を記載してください。

項目	氏名
経営	
技術	
農地	
資金	
その他	

④ 補助金額

\_\_\_\_\_円/月 × \_\_\_\_\_月 = \_\_\_\_\_円

年 月 日

喜多方市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

## 事業実施誓約書

年 月 日付けで申請した 年度新規就農者経営確立支援事業  
を実施するに当たり、地域農業の担い手を目指し、意欲をもって本事業に取り組んで  
いくことを誓約します。

なお、下記のいずれかに該当する場合には、既に交付を受けた補助金を返還するこ  
とを本書面にて誓約いたします。

### 記

- 1 自己都合により就農を中止した場合
- 2 虚偽又は不正な申請により、補助金の交付を受けたとき

年度新規就農者経営確立支援事業実績報告書

1 事業者

- (1) 氏 名
- (2) 住 所
- (3) 経営開始（予定）日
- (4) 経営類型
- (5) 事業者要件
  - 認定新規就農者  
新規就農者育成総合対策の活用の有無（活用有の場合チェック）
  - 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
  - 認定新規就農候補生
- (6) そ の 他
  - 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付を受けていない。

2 事業の内容

(1) 農地賃借料支援事業実績

① 農地の所在、地目及び面積

所在地	地目	面積 (m <sup>2</sup> )
合 計		

※ 行が不足する場合は別紙とすること。

② 農地賃貸期間

年 月 日 ～ 年 月 日 ( 年)

③ 農地年間賃借料及び補助金額

金 円 (補助金額: 円×1/2= 円)

④ 添付書類

農地賃借料の支払の分かる領収書等の写しを添付すること。

(2) 住宅賃借料支援事業実績

① 住宅の所在

所在地	行政区

② 住宅年間賃借料及び補助金額

金 円 (補助金額: 円×1/2× 月 = 円)

③ 添付書類

住宅賃借料の支払の分かる領収書等の写しを添付すること。

(3) 経営継承支援事業実績

① 本年度実績

ア 経営規模

作物名	経営面積 (a)	生産月
		～
		～
		～
		～

※ 経営面積には施設の場合にあつては棟数(例: 6.3m×50m×4棟)も併せて記載すること。

イ 家族労働力

氏名	年齢・続柄	農業従事日数

※ 労働力には本人を含み、雇用労働は含まない。

ウ 雇用労働力

パート・アルバイト \_\_\_\_\_人 のべ\_\_\_\_\_人日

※ 実際に雇用した人数を記載するとともに、延べ雇用日数を記載すること。

エ 農業収入

作物名	項目	計画 (年目)	実績 (年目)
	経営規模		
	生産量		
	売上高		
	経営規模		
	生産量		
	売上高		

※ 「実績」は実際に収入を得た作物別に記載してください。

オ 所得実績

\_\_\_\_\_円

※ 就農状況について、就農状況報告書（別紙1）により、就農状況を翌月10日までに毎月市長に提出すること。

② 目標の達成に至らなかった場合はその理由と改善策

--

※ 計画を達成している場合には記載不要。

③ 次年度計画

作物名	項目	計画 (年目)
	経営規模	
	生産量	
	売上高	
	経営規模	
	生産量	
	売上高	

④ 計画達成に向けた具体的な取組内容

--

⑤ 相談体制（参考）

次の項目における現在のあなたの相談体制を記載してください。

項目	氏名
経 営	
技 術	
農 地	
資 金	
その他	

⑥ 補助金額

\_\_\_\_\_円/月 × \_\_\_\_月 = \_\_\_\_\_円

様式第3号

年 月 日

喜多方市長 様

住 所  
氏 名

### 変 更 届

新規就農者経営確立支援事業の実施に際し、下記のとおり変更しますので、新規就農者経営確立支援事業実施要領第8の規定に基づき変更届を提出します。

記

変更前

--

変更後

--

様式第4号

年 月 日

喜多方市長 様

住 所  
氏 名

休 止 届

新規就農者経営確立支援事業の交付を中止しますので、新規就農者経営確立支援事業実施要領第9の規定に基づき休止届を提出します。

休止日	年 月 日
休止理由	

別紙 1

年 月 日

喜多方市長 様

就農者住所

就農者氏名

## 就農状況報告書

年度新規就農者経営確立支援事業（経営継承支援）における就農状況について、次により報告します。

報告月 年 月分 就農 年目

作業内容 別紙のとおり

課題と今後の方針

--



別紙1 補足資料

年間営農スケジュール（令和 年度）

月	主な作業内容	従事日数
	（記載例：水稲）種まき、育苗、田の耕起、代掻き、田植え、水管理、草刈り、消毒、 稲刈り、乾燥調製、出荷 等 （記載例：野菜）畝立て、マルチ張り、定植、管理作業、消毒、収穫、出荷 等	21
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		